

2021年4月1日

会員企業 各位

一般社団法人日本自動車部品工業会  
総務委員会 人財・労務部会  
部会長 磯部 謙二

### 人事部門若手社員のための基礎講習会（webセミナー）のご案内

平素は弊会事業に対しまして、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

人財・労務部会は、令和3年度より、会員企業における**人事部門の若手社員のレベルアップ**を目的とした勉強会を実施いたします。活動初年度となる今年度は、2021年6月から人事関係の基礎的な知識・スキル習得を目的とした講習会（webセミナー）を定期的を開催いたします。

本講習会では、企業側からの労働問題を取り扱う安西法律事務所より、弁護士の荻谷聡史様をお招きし、人事関係の5つのテーマ（労働法、労働時間、賃金、懲戒、労働契約の終了）についてご解説及び質疑応答いただく予定です。自社での人財教育に時間が設けられない、適切な講師がいなくてお困りの方には是非ともこの機会をご利用いただき、**若手社員の成長・人事部門の底上げ**等にご活用いただきたいと存じます。大変ご多忙のところと存じますが、社内の人事関係部門に展開の上、是非、講習会にご参加を賜りますようお願い申し上げます。

以上

記

1. 内容：人事部門の若手社員向け講習会
2. 概要：
  - (1) 講演テーマ、開催日程等：次ページをご覧ください
  - (2) 講師：安西法律事務所 弁護士 荻谷 聡史（詳細は次ページ記載）
  - (3) 方式：Zoom ウェビナー（Web セミナー ライブ配信）
  - (4) 対象：部工会会員企業の人事部若手社員（担当者クラス）
  - (5) 定員：500名（各社から何名でもお申込みいただけます）
  - (6) 参加費：無料
  - (7) 申込方法：部工会HPの申込みフォームよりお申し込みください。左記より希望回を選択できます。
  - (8) 招待 URL は各回の申込締切後に送付いたします。

問合せ先：一般社団法人日本自動車部品工業会 業務部（山本、山田）

TEL.：03-3445-4214

E-mail：yamamoto-sunsuke@japia.or.jp、 yamada@japia.or.jp

※部工会 HP にも掲載しておりますので、詳細はこちらをご覧ください。

以上

## ■ 人事部門若手社員のための基礎講習会（webセミナー）

No.	講演テーマ	開催日程	申込締切日
1	人事担当者が労働法を知る意味 ～法律と労働協約・就業規則・労働契約の関係、労働法の全体像など～	06月16日(水) 15:00～16:00	06月11日(金) ～15:00
2	労働時間について ～労働時間とは、労働時間の各制度、年次有給休暇など～	08月20日(金) 15:00～16:00	08月13日(金) ～15:00
3	賃金について ～賃金支払いの5原則、割増賃金、休業手当など～	10月22日(金) <del>15:00～16:00</del> 15:00～16:30	10月15日(金) ～15:00
4	懲戒について ～懲戒処分を行ううえでの検討手順など～	12月08日(水) 15:00～16:00	12月01日(水) ～15:00
5	労働契約の終了について ～解雇・退職・有期雇用契約終了など～	02月15日(火) 15:00～16:00	02月08日(火) ～15:00

## ■ 講師

・氏名：荻谷聡史

・ご略歴：

1997年4月より、電機メーカーの工場・本社にて人事労務部門で勤務。2004年に退職後、法科大学院・司法試験を経て、2008年12月より安西法律事務所執務。主に人事労務関係の訴訟・交渉・法律相談・原稿執筆等に従事。第一東京弁護士会労働法制委員会委員。経営法曹会議会員。

・参加者の皆様へ：

労働法（正確にはそのような名称の法律はなく、ここでは、様々な労働関係法令の総称という意味で使っています。）は、労働協約や就業規則、個別の労働契約よりも強い効力を持っています。ですから、いくら労働協約、就業規則、労働契約、あるいは前例に沿った対応を取っていても、労働法に反すれば、その対応が無効となったり、損害賠償責任を負うことになったりするだけでなく、企業にとってレピュテーションリスクとなりかねません。人事労務部門として、そのような事態を避け、コンプライアンスを実現し、経営層や他部門から信頼される、安定した職務を遂行する上では、労働法を身につけることは必要不可欠です。また、労働法を学ぶことは、人事労務部門の一員としての専門的スキルを身につけ、エンプロイアビリティを高めることにもつながります。

今回の講習会では、私の企業での実務経験や弁護士としての経験も踏まえ、皆様の日常業務にとって、少しでも意味のあるものになりたいと考えております。**若手社員だけでなく、基礎からもう一度労働法について身につけたい方におかれましても、気軽にご参加ください。**